

研修受講資格（令和4年4月1日現在）

各種研修を受講するためには下位研修の受講を修了し、かつ保有している修了証書は有効期限内であることが前提となります。

なお、平成26年度以降令和2年度までに開催された研修（基礎・中核人材・派遣チーム）の修了者は一律で有効期限が令和5年度までになります。

研修名	受講資格（修了証書は有効期限内であること）
原子力災害医療基礎研修	原子力災害、被ばく医療に関連する業務を行う者
原子力災害医療中核人材研修	原子力災害医療基礎研修もしくは令和3年4月以降の原子力災害医療中核人材研修を修了した者
原子力災害医療派遣チーム研修	原子力災害医療中核人材研修もしくは令和3年4月以降の原子力災害医療派遣チーム研修を修了した者
ホールボディカウンター研修	原子力災害医療中核人材研修もしくは令和3年4月以降のホールボディカウンター研修を修了した者
甲状腺簡易測定研修	原子力災害医療基礎研修もしくは令和3年4月以降の原子力災害医療中核人材研修を修了した者
染色体分析研修	染色体分析を1か月以上学んだ高度被ばく医療支援センターの分析経験者または臨床染色体分析を実施している専門家もしくは被ばく医療に関係する部署に所属する者で、かつ原子力災害医療基礎研修を修了している者
高度専門被ばく医療研修	原子力災害医療派遣チーム研修もしくは高度専門被ばく医療研修を修了した者及び講師登録をしている者
体外計測研修	ホールボディカウンター研修もしくは甲状腺簡易測定研修を修了している者
講師養成研修	原子力災害医療派遣チーム研修、原子力災害医療中核人材研修、ホールボディカウンター研修のいずれかを修了している者
高度専門染色体分析研修	染色体分析研修を修了している者